

日本へ帰国のお客様へ

別送品申告書お預かり窓口について

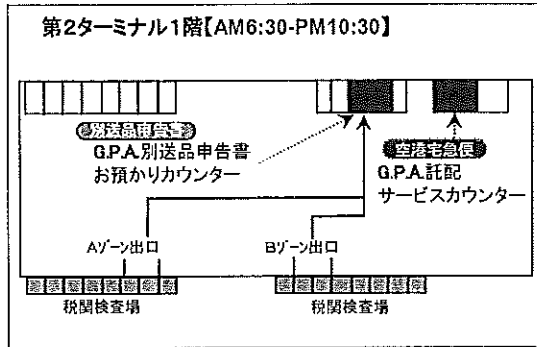
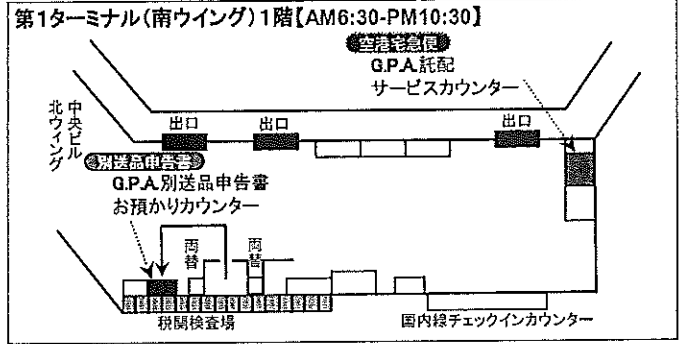
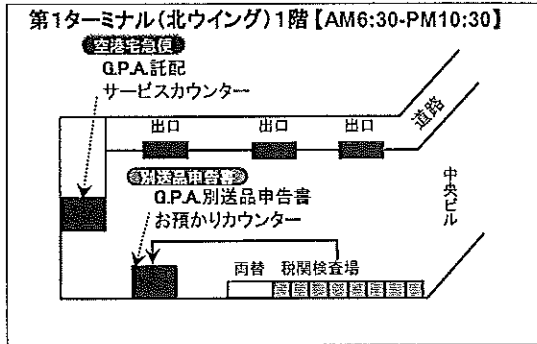


この度は弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
到着空港にて弊社に別送品申告書をお預けいただくカウンターをご案内申し上げます。

*ご利用いただく空港によりカウンターの営業時間及び別送品申告書と空港宅急便カウンターが別な場合がありますのでご注意ください

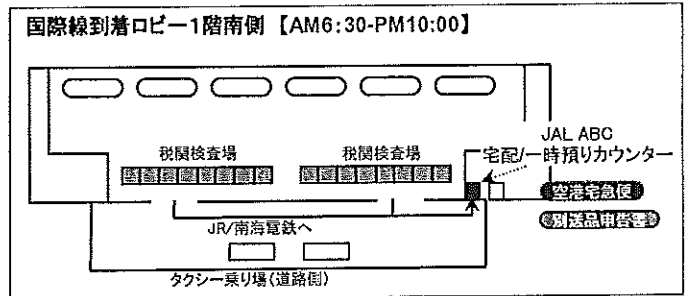
成田国際空港

委託カウンター名：G.P.A.



関西国際空港

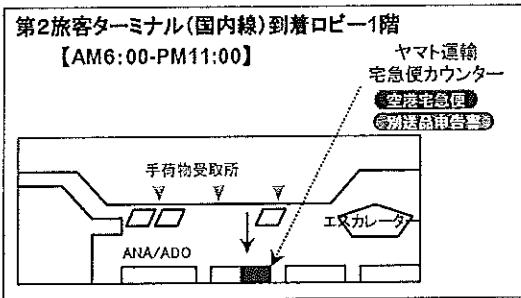
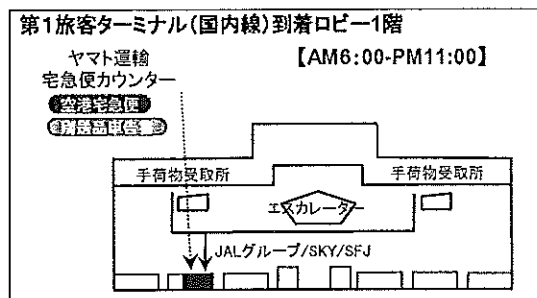
委託カウンター名：JAL エービーシー



羽田空港

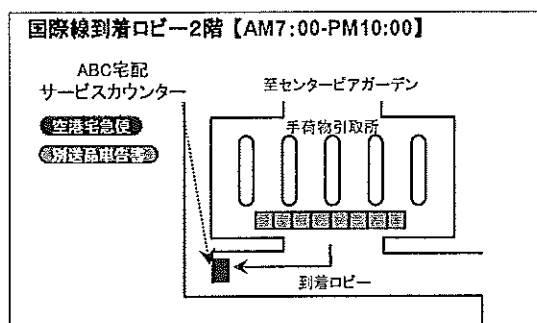
※国際線ターミナルではございません。
お手数をお掛けいたしますが、国内線ターミナルまでお越し下さい。

委託カウンター名：ヤマト運輸



中部国際空港

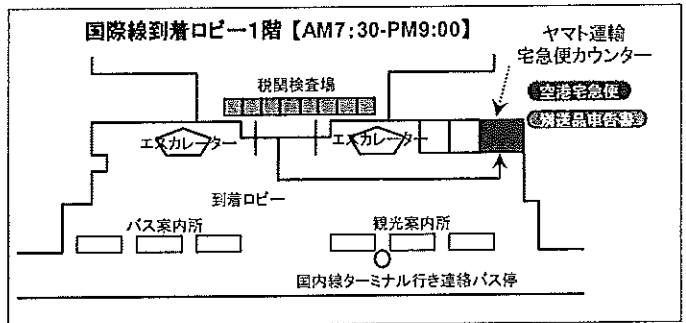
委託カウンター名：ABC宅配カウンター



福岡空港

※国内線ターミナルではございません。

委託カウンター名：ヤマト運輸(国際線ターミナル)



別送品申告書の記入例

入国（帰国）の際、「携帯品・別送品申告書」の画面A面B面に必要事項を2通ご記入の上、税関に提出してください。

《入国後に、別送品の申告はできませんので、忘れずにお願いたします。》

会社名や学校名等具体的に記載してください

以下の例では、成人の方1名と同伴家族である6歳未満の乳幼児1名が、ワイン（750ml）3本、ウィスキー（750ml）1本、紙巻たばこ200本、香水1オンス、ハンドバッグ1個10万円、指輪1個12万円、腕時計1個5万円、乳幼児用衣類5着20万円を携行（手荷物）品として持ち帰った場合です。

※また、税関では、申告された方に有利になるように免税範囲を最大限に活かして、免税となる品物を選択し、税金の計算を行います。

この場合の納付する金額は次の通りです。
 税額（ワイン） 150円
 税額（ハンドバッグ） 9,000円
 合計戻税額 9,150円
 ※税目ごとの合計額は、100円未満は切り捨てられます。

同時に税関検査を受ける同伴家族がいる場合には、代表者の方がご記入ください。

(A面) 日本国税関 税関形式C貨6360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

積戻船（船舶）名・出発地 NH009 (出発地 ニューヨーク)

入国日 20XX年4月1日

氏名 フリガナ ヤマト タロウ
 大和 太郎

住所 (日本での滞在先)
 東京都大田区京浜島1-3-2
 電話 03 (3799) 2400

職業 ヤマト運輸(株) 社員

生年月日 19XX年12月30日

旅券番号 AB0123456

同伴家族 20歳以上 1名 6歳以上20歳未満 0名 6歳未満 1名

※以下の質問について、該当する口に「」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか？ はい いいえ

① 日本への持込みが禁止又は制限されているもの (B面を参照) はい いいえ

② 免税範囲 (B面を参照) を超える購入品・お土産・贈答品など はい いいえ

③ 商業貨物・商品サンプル はい いいえ

④ 他人から預かったもの はい いいえ

*上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金又は有価証券などを持っていますか？ はい いいえ

はい (123 国) いいえ

*「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」の提出が必要です。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか？

はい (123 国) いいえ

*「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。
 税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となりますので大切に保管してください。

《注意事項》
 海外で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名 大和 太郎

税関で確認が必要な事項ですので、必ずお答えください。

引越荷物の合計個数を記載ください

必ず署名願います

A面より、(ご不明な点がございましたら税関職員へお尋ねください)

※ 入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。

(注) 「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限る。1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。
 また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

品名	数量	価格	備考
酒類	4本		※戻税入欄
紙巻	100本		
葉巻			
その他	ケム		
香水	1オンス		
その他の品名	数量	価格	
ハンドバッグ	1	¥100,000	
指輪	1	¥120,000	
腕時計	1	¥50,000	
乳幼児用衣類	5	¥200,000	

※戻税入欄

●酒類 免税範囲を超える酒類1本が課税されます。この場合税額が少ないワイン1本が課税されます。(税額: 150円)
 ・未成年の方は、免税になりません。

●たばこ及び香水 免税範囲内です。

●その他 指輪、時計及び乳幼児用衣類が免税となり、免税範囲を超えるハンドバッグが課税となります。(税額: 9000円)
 ・6歳未満の子供は、子供本人の使用に供すると認められる物品以外は、免税になりません。
 ◇計算例
 100,000円(海外市価) × 0.6 = 60,000円(戻税価格)
 60,000円 × 15% (税率) = 9,000円(税額)

◎ 日本への持込みが禁止されているもの

- 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMAなど
- けん銃等の銃砲、これらの銃砲弾やけん銃部品
- ダライなどの爆発物や火薬、化学兵器の原材料
- 紙幣、貨幣、有価証券、レジスタなどの偽造品
- わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

◎ 日本への持込みが制限されているもの

- 刃銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- ワントン条約により輸入が制限されている動物及びその製品(ヒ・ベ・ワ・シ・象牙・ジャコ・ワニなど)
- 事前に検疫確認が必要な生きた動物、肉製品(ハニ・グー類を含む。)、野菜、果物、米など

*事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

◎ 免税範囲 (乗組員を除く)

- 酒類 3本(760ml/本)
- 外国製紙巻たばこ 200本(その他のたばこの場合は250g)
- *20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
- 香水 2オンス (1オンスは約28ml)
- 海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物(入国者の個人的使用に供するものに限る。)
- *6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外は免税になりません。
- *海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。

日本への持込みが禁止又は制限されているものが、記載されていますので、よくお読みください。

入国(帰国)時に持ち込む個人的私用に供するもの以外の商業貨物や商品サンプルには適用されません。
 ・携帯して持ち込むものと引越荷物(別送品)と両方ある場合には、両方を合算します。

この度は、弊社サービスをご利用いただきありがとうございます。
お預かりいたしましたお荷物の通関のために、下記のお手続きが必要となります。
ご理解ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

日本ご到着後の手続きについて

別送品申告の流れ

①申告書の記入

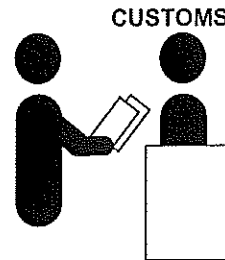
お帰りの機内または到着空
港の税関カウンターから、
別送品申告書（2通）
を入手する。



- ・お名前・住所など正確にご記入下さい。
- ・梱包した荷物数を正確にご記入下さい。

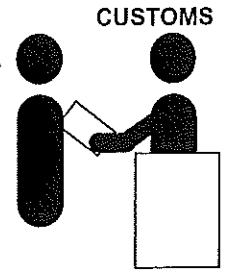
②税関へ提出

記入した申告書を
到着空港の税関職
員に2通とも提出
して下さい。



③申告書の返却

税関にて押印され、
1通がお客様へ返
却されます。



上記の手続きを経て税関より提出された別送品申告書は、
下記の要領にてヤマトへ必ずご提出をお願い致します。

ヤマトへ提出

ご到着空港の受付カウンターにて、税関から返却された申
告書をご提出下さい。
またその際にパスポート・ビザのコピーをとらせていた
だきます。

※設置カウンターにつきましては、
1ページ目をご参照下さい。

成田国際空港・羽田空港・中部国際空港・関西国際空港・
福岡空港の5空港に設置しております。

もしご提出できなかった場合は・・・

カウンター設置以外の空港に到着された場合及び受付
カウンターにて申告書の提出を忘れてしまった方、（飛
行機到着遅れ等）カウンター営業時間外の場合、
お手数ですが下記までご送付をお願い致します。

提出いただく書類

- ①別送品申告書（税関押印のもの）
 - ②パスポートコピー
（顔写真のページ見開き、税関にて押印の出入国
スタンプのページ※、ビザページのコピー※）
- ※ 海外に滞在していることを証明する為に必要となります。

送付先

〒282-0021
千葉県成田市駒井野字台ノ田2091番
第2貨物代理店ビル312号室
ヤマトロジスティクス株式会社
成田海外生活支援オペレーションセンター 別送品係 宛

※送付の際は、再発行ができない書類ですのでお手数ですが、
簡易書留（速達）にて送付をお願いいたします。

※また、税関にて別送品申告の手続きをお忘れになった場合に
は、速やかにお客様サービスセンターまでご連絡下さい。

※ご不明な点は問い合わせください※

連絡先

ヤマトロジスティクス株式会社
お客様サービスセンター

フリーダイヤル：0120-804-814
TEL：03-3799-2400
FAX：03-3799-2586